

【科研費審査システム改革 2018 の影響】

科研費審査システム改革 2018 において審査システムが変更されましたので、会員学会の皆様へ情報提供いたします。審査区分の変更、若手研究の応募要件の変更の骨子については、赤枠内に示しました。審査区分が「小区分・中区分・大区分」に変更されましたので、看護学が関連する審査区分を示し、若手研究者への影響も併せて、今後の課題を示しました。

■ 審査区分表の改正点

科研費審査システム改革2018, 別表2 審査区分表から抜粋

- 平成30年度科研費（平成29年9月に公募予定）からの審査は「小区分・中区分・大区分」で構成される新しい審査区分で行う。それに伴い、現行の細目表は廃止する。
- 小区分**は、審査区分の基本単位です。また、「基盤研究 (B, C) (応募区分「一般」)」、「若手研究」の審査区分です。
 - 中区分**は、基盤研究 (A) (応募区分「一般」) および「挑戦的研究 (開拓・萌芽)」の審査区分です。
 - 大区分**は、「基盤研究 (S)」の審査区分です。
- 小区分、中区分、大区分での審査において、研究の多様性に柔軟に対応するため、小区分では「○○関連」、中区分では「○○およびその関連分野」、大区分は記号で表記しています。

➤ 看護学が関連する審査区分（下線）

1. 大区分 A：中区分 1～10

1) 中区分 8：社会学およびその関連分野

① 小区分：08020 社会福祉学関連

- ・ソーシャルワーク, 社会福祉政策学, 社会事業史, 児童福祉, 障がい者福祉, 高齢者福祉, 地域福祉, 貧困, ボランティア, 社会福祉学一般, など

2) 中区分 9：教育学およびその関連分野

① 小区分：09030 子ども学および保育学関連

- ・子ども学, 保育学, 子どもの権利, 発達, 保育の内容方法, 子育て施設, 保育者, 保育子育て支援制度, こども文化, 歴史と思想, など

2. 大区分 D：中区分 26～31, 90

3) 中区分 90：人間医工学およびその関連分野

① 小区分：90150 医療福祉工学関連

- ・健康福祉工学, 生活支援技術, 介護支援技術, バリアフリー, ユニバーサルデザイン, 福祉介護用ロボット, 生体機能代行, 福祉用具, 看護理工学, など

3. 大区分 I：中区分 50～59, 90

4) 中区分 57：口腔科学およびその関連分野

① 小区分：57050 補綴系歯学関連

- ・歯科補綴学, 咀嚼嚥下機能回復学, 老年歯科医学, など

5) 中区分 58：社会医学、看護学およびその関連分野

① 小区分：58010 医療管理学および医療系社会学関連

- ・医療管理学, 医療社会学, 医学概論, 医療倫理, 医歯薬学教育, 医学史, 医療経済学, 臨床試験, 保健医療行政, 災害医学, など

② 小区分：58020 衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含む

- ・衛生学, 公衆衛生学, 疫学, 国際保健, など

③ 小区分：58030 衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含まない

- ・衛生学, 公衆衛生学, 疫学, 国際保健, など

- ④ 小区分：58050 基礎看護学関連
 - ・基礎看護学，看護教育学，看護管理学，など
- ⑤ 小区分：58060 臨床看護学関連
 - ・重篤救急看護学，周術期看護学，慢性病看護学，がん看護学，精神看護学，緩和ケア，など
- ⑥ 小区分：58070 生涯発達看護学関連
 - ・女性看護学，母性看護学，助産学，家族看護学，小児看護学，学校看護学，など
- ⑦ 小区分：58080 高齢者看護学および地域看護学関連
 - ・高齢者看護学，地域看護学，公衆衛生看護学，災害看護学，など
- 6) 中区分 59：健康科学およびその関連分野
 - ① 小区分：59010 リハビリテーション科学関連
 - ・リハビリテーション医学，リハビリテーション看護学，リハビリテーション医療，理学療法学，作業療法学，福祉工学，言語聴覚療法学，など
 - ② 小区分：59030 体育および身体教育学関連
 - ・発育発達，身体教育，学校体育，教育生理学，身体システム学，脳高次機能学，武道論，野外教育，など
 - ③ 小区分：59040 栄養学および健康科学関連
 - ・栄養生理学，栄養生化学，栄養教育，臨床栄養，機能性食品，生活習慣病，ヘルスプロモーション，老化，など

■ 「若手研究」応募要件の変更

科研費審査システム改革2018，若手研究者への影響

- 若手の定義が「39歳以下」から「博士の学位取得後8年未満」に変更された。
 - 年齢に関わらず、学位取得後8年未満（産前産後休暇・育児休業期間を除く）の研究者に若手研究への応募が認められた。
 - 39歳以下であっても学位取得後8年以上経過した研究者は、若手研究へ応募することができなくなった。
- 「若手研究（A）」の新規公募が廃止となり、基盤研究に統合された。

➢ 若手研究者の定義の変更

新制度で「若手研究者」に分類される研究者にとっては、科研費獲得の好機といえる。

一方、従来であれば39歳未満の研究者は、若手研究に応募できたが、改革によって基盤研究に応募せざるを得ない状況となった。

■ 今後の課題

➢ 基盤研究 S

大区分によって審査がなされるため、概ね大区分 I が選択される。看護理工学関連領域については、大区分 D が選択される。大区分 I では、医学・歯学・看護学の枠組みから審査されるため、看護学領域の研究計画の採択が減少することが危惧される。

➢ 基盤研究（A）挑戦的研究（開拓・萌芽）

中区分によって審査がなされるため、看護学系では中区分 8，9，57，58，59，90 が該当する。看護外の分野との競合となるため、看護学領域の採択率低下が危惧される。

➢ 基盤研究（B，C）若手研究

小区分によって審査がなされるため、中区分 58 に位置する小区分 58050、58060、58070、58080 については、確実に看護学領域の研究計画が採択される。

一方、中区分 57 に位置する小区分 57050、中区分 58 に位置する小区分 58010、58020、58030、中区分 59 に位置する小区分 59010、59030、59040、中区分 90 に位置する小区分 90150 については、他分野との競合により採択率低下が危惧される。

➢ 若手研究者への影響

若手研究（A）新規公募廃止によって、博士取得後 8 年を経過した 39 歳未満の研究者は 500 万円を超える研究計画を基盤（B）に応募する必要があり、競争が激化する。

以上